

別表 2

輸出契約等の重大な内容変更等

〔輸出等不能をてん補するもの〕

- ① 表示通貨の変更
- ② 輸出貨物又は仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の決済方法の変更
- ③ 当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料（FOB価額を含む。）（いずれも元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料の額の10%以上の増額
- ④ 船積期日の延期（証券記載の船積期日から3月を超える場合に限る。）
- ⑤ 相手方、支払人又は保証人の変更
- ⑥ 仕向国、支払国又は保証国の変更
- ⑦ その他特約に規定する事項

〔代金等回収不能をてん補するもの〕

- ① 証券記載の船積期日の3月を超える延期又は最終対価の確認日の6月を超える延期
- ② 代金等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）
- ③ リテンションに係る代金等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から6月を超える場合に限る。）
- ④ マイルストーンペイメントに係る代金等の最終決済予定日の延期（輸出貨物、仲介貿易貨物の代金又は賃貸料の証券記載の決済予定日から3月を超える場合に限る。）
- ⑤ 相手方、支払人又は保証人の変更
- ⑥ 仕向国、技術等の提供が行われる国、支払国又は保証国の変更
- ⑦ 輸出貨物若しくは仲介貿易貨物又は技術等の提供の種類の変更
- ⑧ 当初又は内容変更承認後の代金等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金等の額の10%以上の増額
- ⑨ 外国の代理店と貨物の輸出契約等を締結した場合において、当該貨物を受け取り、かつ、当該輸出契約等の代金等を支払うべき者が定められたこと。
- ⑩ 輸出契約等の相手方又は支払人の債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。）
- ⑪ その他特約に規定する事項

〔増加費用をてん補する場合〕

- ① 受渡条件の変更
- ② 仕向地又は仕向港の変更
- ③ 積替え港の変更
- ④ 経由地又は経由港の変更
- ⑤ その他特約に規定する事項